

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

定期第306号 令和3年3月23日発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番号 表 題 担当課名
208 利用料金の額を承認した件 県民文化課
209 基本測量を実施する旨の通知があった件 用地対策課

210 道路の区域を変更する件 道路整備課

2 1 1 土砂災害警戒区域を指定する件 砂防防災課

212 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 同

213 土砂災害特別警戒区域を指定する件 同

2 1 4 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 同

215 特定調達契約について一般競争入札により 教育委員会

落札者を決定した件

【公告】

番号表題担当課名争議行為の予告労働雇用戦略課

【人事委員会規則】

番 号 表 題 担当課名

※ 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

※ 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

※ 退職手当の支給に関する規則の一部を改正 する規則

【人事委員会規則】

- ※ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- ※ 初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則 の一部を改正する規則
- ※ 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正 する規則
- ※ 学校職員の給料等の支給に関する規則の一 部を改正する規則
- ※ 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規 則の一部を改正する規則
- ※ 警察職員の給料等の支給に関する規則の一 部を改正する規則
- ※ 給料の特別調整額に関する規則の一部を改 正する規則
- ※ 住居手当に関する規則の一部を改正する規 則
- ※ 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- ※ 職員の勤務時間,休日及び休暇に関する規 則の一部を改正する規則
- ※ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改 正する規則
- ※ 職員の修学部分休業に関する規則の一部を 改正する規則
- ※ 職員の高齢者部分休業に関する規則の一部 を改正する規則
- ※ 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部 を改正する規則

【人事委員会規則】

番 号 担当課名

- ※ 職員の配偶者同行休業に関する規則の一部 を改正する規則
- ※ 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則
- ※ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正 する規則
- ※ 勤務条件の措置の要求に関する規則の一部 を改正する規則
- ※ 不利益処分についての審査請求に関する規 則の一部を改正する規則
- ※ 県立学校の学校医,学校歯科医及び学校薬 剤師の公務災害補償の審査の請求に関する 規則の一部を改正する規則
- ※ 職員団体の登録に関する規則の一部を改正 する規則
- ※ 徳島県に公平委員会の事務を委託している 地方公共団体の職員の再就職者による依頼 等の届出に関する規則の一部を改正する規 則

【人事委員会告示】

番号 担当課名

- 1※ 勤務条件の措置の要求に関する手続規程の 一部を改正する告示
- 2 ※ 不利益処分についての審査請求に関する手 続規程の一部を改正する告示

徳島県告示第二百八号

)第十二条第二項の規定に基づき、徳島県郷土文化会館の利用料金の額を次のとおり承認徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年徳島県条例第二十二号 したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯泉 嘉門

施設の利用料金の額

その

第 (一室につき) 第 一 茶 室 及	第 三 控 室 ま で第 一 控 室 か ら	第八楽屋	第 七 楽 屋 ま で第 一 楽 屋 か ら	第 六 会 議 室 ま で第 二 会 議 室 から	第一会議室	大会議室	休日等		分	
1、0110円	五六〇円	五六〇円	八〇〇円	四、二〇〇円	四、九一〇円		、七〇〇円	一七、九〇〇円	年前九時から	利
1、11七0円	六八〇円	六八〇円	一、一五〇円	五、五一〇円	六、四四〇円	一六、六五〇円	二八、七五〇円	二五、〇九〇円	午後五時まで年後一時から	用料金の
一、四九〇円	八〇〇円	八〇〇円	一、三八〇円	六、六七〇円	七、六一〇円	一九、三七〇円	三八、三三〇円	III、OIIO用	午後九時三十分まで年後五時三十分からを	額

IJ	第	第	
八			
I	_	_	
サ	和	和	
ル	ηн	ηн	
室	室	室	
Л	_		
· ·	- - 	` +	
八、一九〇円	二、五六〇円	七回〇田	
<u></u>	Ď	Ĕ	
_	Ξ	_	
Ò		<u> </u>	
一、〇三〇円	三、二六〇円		
円	円	円	
<u>=</u>	四	<u> </u>	
-	Q	六	
一三、二六〇円	四、〇九〇円	二、六七〇円	
Ħ	門	Ħ	

7

八、五三〇円	二、五七〇円		室	示	展	別	特
二、八三〇円	二〇〇円	四、	さ でら	(一室につき) 示 室 か ら		十二展展	第第
三、七二〇円	五一〇円	五、	室	示	展	_	第
一八、七五〇円	二七、五〇〇円	二七、	室	示		展	大
午後九時三十分まで大後五時三十分から夜間	で 5 ()	午後五時ま		分		X	
額	料。	利					
						-	€ O
円 二二十八八円		八、一九〇円	室	サ ル	 	八 ·	IJ
円四、〇九〇円	三、二六〇円	二、五六〇円	室	和		_	第

備考

- వ్త じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額 (以下「合算基本額」という。)とす ける昼間から夜間まで引き続き使用する場合の利用料金の額は同その二の区分に応 で引き続き使用する場合の利用料金の額は同その一の区分に応じ、同表その二にお この表その一における午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間ま
- 2 とする。 それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(以下「行事等使用額」という。 同表の区分に応じた利用料金の額 (以下「基本額」という。 次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、)又は合算基本額に、
- 1 次に掲げる催物又は行事にホール又は展示室を使用する場合 わず入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。 は著しく低額の入場料(その額 文化事業として行う催物で入場料(入場料、 県が参加する芸術祭その他これに類する催物で、 (入場料の額に二以上の区分がある場合にあっ 整理料その他名義の 入場料を徴収しないもの又)を徴収 百分の七十 じな いかんを問 いもの

をいう。 あっては五百円以下、展示室を使用する場合にあっては百五十円以下の入場料 ては、そのうちの最高の額をいう。以下同じ。)が、ホールを使用する場合に)を徴収するもの

- 前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十 八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園が、 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又は就学 児童、生徒又は学生の教育のために行う催物又は行事
- 徴収する入場料の額が千円を超える催物(前号八に該当するものを除く。 ルを使用する場合
- イ 千円を超え二千円以下の場合 百分の二百十
- ロ 二千円を超え三千円以下の場合 百分の二百三十
- ハ 三千円を超える場合 百分の二百五十
- 事が別に定める場合に限る。 する場合又はその施設の本来の使用の目的以外の目的に施設を使用する場合(知 商品の展示若しくは販売、営業の宣伝その他これらに類する目的で施設を使用) 百分の五百
- 3 という。 次に掲げる場合の利用料金の額は、この表及び前二項の規定にかかわらず、 合算基本額又は行事等使用額に二分の一を乗じて得た額 (以下「準備等使用額)とする。 基本
- ホー ル又は展示室を催物又は行事の準備等のために使用する場合
- | リハーサル室を県内の文化芸術の愛好者で組織する団体がリハーサル 使用する場合 のために
- 端数の時間は、一時間として計算する。)を乗じて得た額とする。 当該満たない時間及びその超えた時間に一時間に満たない端数が生じた場合の当該 当該各号に掲げる額にその超えた時間 (その超えた時間が一時間に満たない場合の 超えた時間に係る利用料金の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、 使用の許可に係る使用時間をやむを得ない理由により超えて使用した場合の当該 それぞれ
- の三十を乗じて得た額 展示室以外の施設 夜間に係る基本額、 行事等使用額又は準備等使用額 に百分
- 基本額、 行事等使用額又は準備等使用額に百分の十五を乗じて得た額
- 利用料金の額に十円に満たない端数が生じた場合の当該端数の金額は、 切り捨て
- 6 百七十八号) この表において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律 に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。 (昭和二十三年法律第
- 一 施設及び演劇、音楽等の用具の利用料金の額
- 1 施設

100円	一人一回につき	楽屋に附置されたシャワー
客頁	利用料金の額	区分

(-) ホール関係用具

- - - - - -	-	
- 、 三	- :t	E 北き
九七〇円	一式	しゃ幕
六八〇円	一	浅黄幕
六八〇円	— 枚	地がすり
一六〇円	— 枚	めくり板
五、九七〇円	一	糸桜
五六〇円	個	雪籠
八六〇円	組	大太鼓
二八〇円	一 枚	長座布団
	一 枚	上敷き
二八〇円	一 枚	毛せん
一六〇円	— 枚	旗
二、〇八〇円	— 双	銀びょうぶ (二・七メートル)
二、〇八〇円	— 双	金びょうぶ (二・七メートル)
、	一式	竹羽目
二、〇八〇円	一式	松羽目
六、九〇〇円	一式	音響反射板
九七〇円	一式	小ぜり
二、〇八〇円	一式	大ぜり
二、七三〇円	一式	大臣囲い
四、〇九〇円	一式	人形浄瑠璃舞台
川国〇田	1 4	平台
、	一式	花道所作台
五、五一〇円	一式	所作台
利用料金の額	(一回につき)	区分
Ĭ		

一、一六〇円	一式	三点づりマイクロホン装置
二、二〇〇円	_ 本	ステレオマイク
一、三三〇円	—	ワイヤレスマイク(タイピン型)
一、三三〇円	_ 本	ワイヤレスマイク
六八〇円	一式	エレベーター マイク装置
五六〇円	_ 本	ダイナミックマイク
一、一〇〇円	本	コンデンサーマイク
五〇円	一台	ダイレクトボックス
一、三三〇円	一式	補助音響調整卓
二、八三〇円	一式	場内拡声装置
二、〇八〇円	一式	スクリーン
六八〇円	一台	オーバーヘッドプロジェクター
五五〇円	一台	ステー ジ用プロジェ クター
0, 0	一台	ステージ用プロジェクター (フルハイビジョン対応)
五、五一〇円	一台	十六ミリ映写機 (ニキロワット)
六、九〇〇円	一台	ピアノ (ヤマハフルコンサート)
一三、八三〇円	一台	ピアノ (スタインウェイフルコンサート)
二八〇円	一式	式次第板 (黒板)
五〇円	脚	舞台用椅子
一六〇円	卓	長机
二八〇円	中	司会用テーブル
五〇円	一台	譜面台(一般用)
一六〇円	一台	譜面台(指揮者用)
二三〇円	一台	指揮台
三八〇円	一式	花台
六八〇円	卓	演壇
二、〇八〇円	一式	ドロップ

六八〇円	一台	ミラーボール
三四〇円	一台	トーメンタルスポット
一、九六〇円	一	シーリングライト
二八〇円	一台	フットスポット
一、六九〇円	一台	ピンスポット
一、六九〇円	一台	ムー ビングライト
三八〇円	一台	ステー ジスポット
二八〇円	一台	サイドつり込みスポット
二八〇円	一台	スポットライト (○・五キロワット)
三四〇円	一台	スポットライト (ーキロワット)
五〇〇円	一台	スポットライト (一・五キロワット)
五六〇円	一列	ロアー ホリゾント
六八〇円	一列	アッパーホリゾント
三八〇円	一列	花道用フットライト
六八〇円	一列	ボーダーライト
五六〇円	一列	フットライト
九二〇円	一台	デジタルレコーダー
六八〇円	一台	テープレコーダー
一〇、四七〇円	一	デジタルマルチレコー ディングシステム
一、一三〇円	一式	ポータブルミキサー
一、八五〇円	一	エフェクター
六八〇円	一	コンパクトディスクデッキ
六八〇円	一式	ミニディスクデッキ
六八〇円	一台	跳ね返りスピー カー
六八〇円	一個	ステー ジスピー カー
二八〇円	一本	ブームスタンド

100円	。以下同じ。) キロワットとする キロワットとする 中国ワットとする りょう はい ラットと はい ラット と はい かん はい かん はい	電源設備
五〇〇円	— 枚	カラー フィルター
三、三六〇円	一台	スモークマシン
一、三三〇円	一台	スライドプロジェ クター
六八〇円	一台	カッター 付きスポット
六八〇円	一台	ストロボ
五六〇円	一台	プロジェクター
三八〇円	一式	星球
三八〇円	一台	ブラックライト
六八〇円	一台	エフェクトマシン

(二) その他の用具

六八〇円	一台一日	テープレコーダー (カセットタイプ)
五六〇円	一本一日	マイク
一、三三〇円	一式一日	ワイヤレスマイク
三〇円	一個一日	展示用スポットライト
五〇円	一台一日	展示台
六八〇円	日 5	オーバーヘッドプロジェクター
六八〇円	一台一日	スライドプロジェクター
五、五一〇円	一台一日	液晶プロジェクター
二、七三〇円	一台一日	十六ミリ映写機 (一キロワット)
、	日一公未	金びょうぶ (二・一メートル)
二、七三〇円	田一郎一	ピアノ (ヤマハグランド)
一二、六七〇円	日四	ピアノ (スタインウェイグランド)
利用料金の額	単位	区分

二〇〇円	トー日費電力ーキロワッ照明器具の定格消持込器具又は屋外	電源設備
二、二〇円	一台日	ビデオ再生装置
五〇円	一台日	譜面台
一六〇円	一 枚 日	旗
五〇円	脚一日	椅子
I IIIOE	一卓一日	机
三八〇円	一台一日	移動用スクリーン

備 考 時まで又は午後五時三十分から午後九時三十分までの間の使用をいう。 2の一の表において「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五

三 適用開始年月日

令和三年四月一日

徳島県告示第二百九号

和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法 (昭

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯泉 嘉

門

図情報) 修正)基本測量 (電子国土基本図	測
修 (正 電	量
子国	Ø
基基	種
卒 図 (地	類
徳	
島県	量
島県全域	を
1-3%	す
	る
	地 域
今 今	
令 和 加 二	測
令和四年三月三十	星
_ = _	を
— -	す
一日まで	る
で	期
	間

徳島県告示第二百十号

次のように変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

二週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和三年三月二十三日から

令和三年三月二十三日

道路の種類 県道

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

	3 2	番 整号 理
	谷 山 城 東 祖	路 線 名
同	番四地先まで 番三地先から ニニ五	区
	若林二三五五	間
新	旧	の 新 別 旧
八・一〜三六・九	五・九~七・八	(メートル) 閣地の幅員
二七三・二	二七五・七	(メートル)

徳島県告示第二百十一号

五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第

令和三年三月二十三日

		(
	同	奥地上)	美波町
	急傾斜地の崩壊	坂 丸 (4)	神山町
	同	エウガ西谷	佐那河内村
	土石流	生名谷	勝浦町
ı	同	駒倉	
	同	荒倉	
	同	上知行	
ı	同	桜	
	同	南日浦	
	同	下名影	
	同	日浦上	
I	同	羽瀬	
I	同	志も屋敷	
	同	尾又	
	同	白川右岸	
	同	頼広左岸	
	同	小川谷	
	同	佐連	
	同	大谷	
	同	寺野	
	同	松本	
	同	井ノ久保	
	同	馬場	三好市
	地すべり	谷口カゲ	美馬市
	同	大田浦	
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	西 山 (4)	小松島市
	自然現象の種類		する市町村
土砂災害警戒区域の表示	土砂災害の発生原因となる	区域の名称	区域が所在
飯	徳島県知事		

県東部県土整備局、 て縦覧に供する。 (「次の図」は、 省略し、 徳島県南部総合県民局及び徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置い その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに関係する徳島

徳島県告示第二百十二号

止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する 同条第四項の規定により公示する。 次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯泉 嘉門

		1 !!!!	1
区域が所在	区域の名称	土砂災害の発生原因となる	土砂災害警戒区域の表示
する市町村		自然現象の種類	
小松島市	大田浦	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝浦町	生名谷	土石流	
佐那河内村	エウガ西谷	同	
神山町	坂丸(4)	急傾斜地の崩壊	
美波町	奥地(上)	旧	
, , ,)			

県東部県土整備局及び徳島県南部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、 省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに関係する徳島

徳島県告示第二百十三号

五十七号) 第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第

令和三年三月二十三日

美波町	神山町		小松島市			する市町村	区域が所在	
奥地(上)	坂丸(4)	大田浦	西山(4)				区域の名称	
同	同	同	急傾斜地の崩壊			自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる	徳島県知事
			次の図	れる衝	建築物	示及び	土砂災	飯
			次の図のとおり	撃に関す	に作用せ	当該自然	害特別	泉
			IJ	れる衝撃に関する事項	建築物に作用すると想定さ	示及び当該自然現象により	土砂災害特別警戒区域の表	嘉
				-7	定さ	より	う の 表	門

県東部県土整備局及び徳島県南部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、 省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに関係する徳島

徳島県告示第二百十四号

害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第九項において準用 する同条第四項の規定により公示する。 次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、 土砂災害警戒区域等における土砂災

令和三年三月二十三日

美波町	神山町	佐那河内村	勝浦町	小松島市			する市町村	区域が所在	
奥地(上)	坂 丸 (4)	エウガ西谷	生名谷	大田浦				区域の名称	
同	急傾斜地の崩壊	同	土石流	急傾斜地の崩壊			自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる	徳島県知事
				次の図のとおり	れる衝撃	建築物に	示及び当	土砂災害	飯
				とおり	れる衝撃に関する事項	建築物に作用すると想定さ	示及び当該自然現象により	土砂災害特別警戒区域の表	泉嘉
					項	想定さ	により	域の表	門

県東部県土整備局及び徳島県南部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、 省略し、 その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに関係する徳島

徳島県告示第二百十五号

十二号)第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したの 三百七十二号) 第十二条の規定により次のとおり公示する。 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島県規則第二 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯泉 嘉門

一 落札に係る物品等の名称及び数量

学習情報蓄積サービスライセンスー式

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会教育政策課政策調整担当

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和三年二月二十四日

アグマ合同会社落札者の氏名及び住所

四

アジア合同会社

徳島市中昭和町三丁目六番地二

五 落札金額

四千百五十四万九十二円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和三年一月十五日

公 告

降 する。 係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公告 徳島健康生活協同組合職員労働組合から、 同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、 春闘の要求に関して令和三年三月二十六日以 労働関

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯泉 嘉

門

徳島市下助任町四丁目九

徳島健康生協本部

徳島市吉野本町六丁目三〇 四

徳島健康生協健康づくり事業部

徳島市下助任町四丁目九

徳島健生病院

三好市井川町吉岡一二七 -

健生西部診療所

阿南市津乃峰町新浜一二 二

健生阿南診療所

板野郡北島町中村字東開一四

健生きたじまクリニック

名西郡石井町高川原字高川原二一五五

健生石井クリニック

徳島市北前川町五丁目一〇

健生歯科

鳴門市撫養町木津字西小沖七三二 |

健生歯科なると

徳島市吉野本町六丁目三〇 四

健生在宅ケアセンター

健生さわやか在宅介護支援センター

とくしま健生ヘルパー ステーション

とくしま健生デイサー ビスセンター

徳島市佐古六番町一〇 一〇

健生かがやき在宅介護支援センター

名西郡石井町高川原字高川原二一五五

健生石井老健うぐいす

徳島市下助任町四丁目九

とくしま健生訪問看護ステーション

三好市井川町吉岡一六一

西部健生訪問看護ステーション

三好市山城町大川持字中ハシ五八三 四

西部健生訪問看護ステーション山城出張所

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

康

子

は、当 第二号様式中「 」を削る。 職員の定年等に関する規則(規則四 一〇)の一部を次のように改正する。職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 袓 Ш 康 子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(規則六 五)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に規定する」を「の規定による」に、 _ (別記様式第一号)」 を「

様式第一号)」に改める。

第十五条の四第一項中「(別記様式第三号)」を「第十一条の四第一項中「(別記様式第二号)」を「 様式第一号を次のように改める。 (様式第三号)」に改める。(様式第二号)」に改める。

扶養親族 (異動) 届

年 月 日提出

任间	命権者		所属	属コード				所		属		
		殿	 		I I I I							
	職員コー	Ľ	職	名	1			氏		名		
	住 月	· 斤			1							
暗	戦員の給与に関す	⁻ る条例第 7	条第1項	の規定に	基づ	き , i	夫養親 加	族の実	情を届	け出ま	きす。	
増・	扶養親族氏名	生年月日	職員と	職員と	職業	又は		収入		昪	動事由	
減	1人食税/人口	エキカロ	の続柄	同居別居の別	勤者	务 先	種類	金	額	内容	事実発生	生日
	備考				l							
		任命権	者使用欄				受付	付日		年	月	日
	年月年	日から	扶養親族	技養手当 扶養手当	月額	İ			円を支	給する) _o	
				決								
		年	月日	裁								

(記入上の注意)

- 1 初めて扶養手当の支給を受ける場合は,「異動」の文字を抹消するとともに,扶養親族の全員 を記載すること。
- 2 重度心身障害者である扶養親族を記載する場合は,「職員との続柄」欄にその旨を併記すること。
- 3 現在扶養手当の支給を受けている者で,扶養親族に異動のあつた場合は,異動事項を次のとおり記載すること。

親族が増加した場合は,既決の扶養親族と増加親族とを全員記載し,増加親族の「異動事由」欄にその内容(婚姻,離職,出生等)及び事実発生日を記載するとともに,「増・減」欄に「増」と朱書すること。

親族が減少した場合は,既決の扶養親族を全員記載し,減少親族の「異動事由」欄にその内容(離婚,就職,死亡等)及び事実発生日を記載するとともに,「増・減」欄に「減」と朱書すること。

- 4 「収入」欄には,給与収入,事業収入,年金収入等一切の収入について記載するものとし,「種類」欄には「給与」,「年金」等と,「金額」欄には「月10万円」,「年85万円」等と記載すること。
- 5 扶養親族に職員以外の扶養義務者(扶養親族である者を除く。)がある場合(父母が扶養親族 である場合の兄弟姉妹等)は,当該扶養義務者について次に記載すること。

親族氏名	生年月日	職員と	扶養親 族との	扶養親族 と同居別 居 の 別	職 業 又 は		収入	扶養義務者 を扶養して いない理由
が加入して口	/,,	の続柄	続の柄	居の別	勤務先	種類	金額	いない理由

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 袓

Ш

康

子

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則(規則六 一○)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「 _ を削る。

様式第二号中「 を削り、 \square 倒 細 巾 伯 Ų を 巾 右詰

₹ に改める。

様式第二号の二、 様式第二号の三、 様式第二号の七及び様式第二号の八中 \neg を削る

様式第三号の表面中「 に改める。 \vdash を削り、 同様式の裏面中「記載して印を描す」 を「 記載す ИЭ

様式第四号の表面中「 に改める。 _ を削り、 同様式の裏面中「 記載し て印を押す」 を 記載す Ю

を「凹的」に改める。 様式第五号の二の表面中「 」を削り、 同様式の裏面中「 記名押印又は署名のいずれか

様式第六号及び様式第八号の表面中「 ᆫ を削る。

様式第九号の表面及び様式第十号の表面中 田名

を \neg 珉 加

」に改める。

様式第十号の二の表面中「兇踹地円的 を「受講者氏名

を

に改め、 様式第十一号の表面中「刪踹 同様式の裏面中「 記名押印又は署名のいずれか」や「記名」 畔」を削り、 ¬ 出名 に改める。

田名 」に改め、 同様式の裏面中「記め描印又は躙化のいずれか」 を「

如 に改める。

様式第十四号の表面及び様式第十五号の表面中 」を削る。

様式第十六号の表面及び様式第十七号の表面中「毌踹峨沢的

を「 田淵

者氏名 に改める。

様式第十七号の二の表面中「毋黜粛氏的

や「申請者氏名

申請者氏名

様式第十: に改め、 八号の表面中「 同様式の裏面中「記名描写又は贈名のいずれか」を「記名」 を「 に改め

申請者氏

に改める。

様式第十九号の表面及び様式第二十号中「 を削る。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。 附則 別に改め、「」を削る。 とり、 (米国)」に改め、「」を削る。 とり、 (米国)」に改め、「」を削る。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

袓

Ш

康

子

| | | | の | 部を次のように改正する。

別表第一市町村立小学校及び中学校の項を次のように改める。

則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和三年三月二十三日

康 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 一個 川

వ్త 初任給、 昇 格、 昇給等の基準に関する規則(規則六 一四)の一部を次のように改正す

を \neg この規則は、 別表第一のへ公安職給料表等級別職務区分表中 謀長代理 困難な業務を行う 交番所長 交番係長 令和三年四月一日から施行する。 警察署の課長 に改める。 ĺĆ 困難な業務を行う **交番所長** 警察署の課長 ᆫ を

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

処理」を「人事給与システム(職員の人事管理、給与計算等」に改める。 第三条第三項中「総務事務システム(職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の通勤手当の支給に関する規則(規則六―一七)の一部を次のように改正する。 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

別記様式を次のように改める。

						通勤	届	名	三月		所属長 確認印	
任命権	雀 者			勤務公署名	Ä						所属コ	- F
			殿	所 在 均	也							
職名				氏 名	K]	職員コード	_:: ?
住所												
通勤	動手当の支給に	こ関する規	.則第3彡	条第1項の規	見定に基づ	き,通勤の	り実情を	届け出ます。				
	届出の理由 所規 (□異動等	- 塞に伴う通	■ 動経路:	ー ▽は方法の変	2. 电 /	再任	用短時間]勤務等の場合	の1週間当	たりの勤務	5日数	日
□ d □ ii □ ii	注居の変更 通勤経路の変見 通勤方法の変見 重賃等の負担額	更 更 質の変更				規則	第2条	の場合の該当項 【 □第2項第 □第3項第	[目 [1号 □ □ [1号 □ □]	第 2 項第 2 ⁻ 第 3 項第 2 ⁻	号 □第2 号 □第3	
		記事実の		年	月 日		事由(1			T)
順路	通勤方法			刊	距 離		時間	乗車券等の種	重類 乗車	券等の額	備	考
1 🗆		住 居		まで	. kı					円 —		
2 🗆			から	まで	. kı					<u>円</u>		
3 🗆			から	まで	. kı					円 		
5 □			からから	まで	. kı					円 円		
	 前の届出と同-							総通勤距離	k	m 総所要	连問 時	 手間 分
通勤系	圣路の略図(糸	圣路朱線)			自宅周辺(の略図		的な方法 2 「通勤 自動車, 入するこ	「つている〕 芸等は記入し 方法」欄に ○○線, (と。	重勤の実情(しないこと。 は、通勤の! ○ バス、・ 頭」欄は、	順路に従い タクシー等	、徒歩, の別を記
								タクシー 4 「通覧 欄は,別 ることか	- 料金等の別 対経路の略図 紙を添付す	刊を記入す。 図」欄及び けることに	ること。 「自宅周辺	の略図」
条例第 □ 1 □ 2	1 異動等に作	半い、通勤	が困難し					・列車等利用者 用することと)
※異!	動等直前の	住 居					※ 異!	動等直前の住居	号への入居日	1	年	月 日
※現2	公署への異動多	発令 日		年	月 日		※現	住居への	入居日	1	年	月 日
	ı	特別	急行列車	重等利用者の)特別急行列	削車等を利	月用しな	い場合の通勤の	の経路及び	方法等		
順路	通勤方法		区	刊	距 離	所要	時間		備	:	考	
1		住 居	から	まで	. kn	時間	分					
2			から	まで	. ku	時間	分					
3			から	まで	. kn							
4			から	まで	. kn							
5	→ 25 ~ mb 53 (b	→ □5 仕 6白)	から	まで	. kn	時間	分	소시 시작 부모 미터 형바	1	40 =€ #F	n+	- an /\
理 劉 稻	圣路の略図(糸	全路 木 椒 /						こと。	E意) (, □1に	m 総所要 に 総所要 に かいま に かいま に かいま に いっぱい に いっぱ	 た職員のみ	
								自動車, 入するこ	○○線,(は,通勤の∫ ○○バス, 図」欄は,;	タクシー等	の別を記
										各すること:		

							※ 任	命権者使月	月欄								年	月	日受理
	順	算出の基			定期券	ĭ	運賃等の額	の算出基	遊		運賃等		月当た	普通交	通機関等		- 60 =		Alla Hy.
	路	普通交通 名称及び			その他 の別	1 箇月	3 箇月	6 箇月	その他		相当額	相当	運賃等 額	の認定	期間	3	え 給 月		備考
普通	1	JR・バス			定 期その他	円	円	円	H		(箇月) 円		円		月から 月まで		6 7 8 12 1 3		
交通機関	2	JR・バス	(定 期その他	H	円	円	H		(箇月) 円		円		月から 月まで		6 7 8 12 1 2		
関 等 利 用	3	JR・バス	<u>(</u>		定 期 その他	円	円	円	円		(箇月) 円		円		月から 月まで		6 7 8 12 1 3		
者	改 正	JR・バス	<u>(</u>		定 期 その他	Ħ	円	円	H		(箇月) 円		Ħ		月から 月まで		6 7 8 12 1 3		
							1 1	新月当たり	の運賃等	相当	当額の合計額		円		年	月	日改正		円
自動使月	加車等 目者	穿 自動車 使用距			. km		58条の23 ト50/1				自動車等 の額		円		月から 月まで	(改正	三) 円		手 月から 拝 月まで
普遍	鱼交通	重機関等と自	動車等の	併用者	者						: りの運賃等 動車等の額				年	月	日改正		円
Ħ	見則多	第8条の3	□第1号	号 🗆	第2号	□ 第 3 号	r		何ヨ領の合計		野単寺の領		円		年	月	日改正		円
		目当たりの運 E等の額との						支給限度	: 額 円	×	箇月 =		円		月から 月まで		6 7 8 12 1 3		
	列耳	出の基礎とな 車等の交通機 『利用区間		称	定期券 その他 の別	特別	別料金等の	額の算出。	基礎		特別料金等 相当額	りの	月当た 特別料 相当額	特別急:	行列車等 期間	₹	泛 給 月		備考
特別		JR・高速 ~	道路		定 期 その他	(箇月	1)		PI		(箇月) 円		円		月から 月まで		6 7 8 12 1 2		
急行列		J R の 1	箇月分⊄)特別:	料金等				H		円	(円)						
列 車 等 利	改正	JR・高速: ~			定 期 その他	(箇月	1)		円		(箇月) 円		円		月から 月まで		6 7 8 12 1 3		
利用者	IE.	JRの1)特別:	料金等				円		円	(円)						
10							1 箇月	当たりの特	別料金等	相当	当額の合計額		円		年	月 日改正			円
		単位:円	4月	5 J	月 6月	7月	8月	9月	10月	11.	月 12月	1月	2月	3 月	(]の月の支 1 7条の・		項)
:	各月	の支給額													年 月	支給	円	簠	月+ 箇月
	年	月 日改正													年 月	支給	円	籄	月+ 箇月
	年	月 日改正													年 月	支給	円	笛	月+ 箇月
条例第8条第1項 該当・非該当 手当額の決定 □支給要件該当(□規則第5条) □普通交通機関等利用 □支給要件非該当(年月から) □タクシー利用 事 理由: □登通用具等使用 □普通交通機関等交通用具併用(規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号) □特別料金等該当										윳)									
_	:記の	のとおり確認	し、決定	ミする。	0				決										
							年	月	裁欄										

注1 運賃及び特別料金等の額に改定があつた場合における「普通交通機関等の認定期間」欄及び「特別急行列車等の認定期間」欄の「 年 月まで」は、改定が あつた月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入すること。 注2 高速自動車国道の利用者等については、特別料金等に係る部分については記入しないこと。

	返納事由 返納事由 返納事由 返納対象普通交通機関等 規則第17条の2第1項 発生年月 (特別急行列車等)						金相当額の算出基礎	払戻金相当額	備考
1	□第1号 □第2号 □第3号 □第4号	年 月						円	
2	□第1号 □第2号 □第3号 □第4号	年 月						円	
3	□第1号 □第2号 □第3号 □第4号	年 月						円	
	箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が支給限月 則第17条の2第2項第2号の月数及び人事委員					月	(算出基礎)	円	
-	上記のとおり確認し、決定する。			決裁					
		年 月	Ħ	欄					

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

様式第一号)」に改める。(第六条第一項中「に規定する」を「の規定による」に、「(別記様式第一号)」を「学校職員の給料等の支給に関する規則(規則六(二四)の一部を次のように改正する。) (別記様式第一号)」を「(

第十四条の五第一項中「(別記様式第三号)」を「第十二条の四第一項中「(別記様式第二号)」を「 様式第一号を次のように改める。 (様式第三号)」に改める。(様式第二号)」に改める。

扶養親族 (異動) 届

年 月 日提出

任命	命権者		所属	属コード				所		属		
		殿			I I I I							
	職員コー	۲	職	名				氏		名		
	住 月	·····································										
徳	島県学校職員総	3与条例第 1	0条第1	項の規定	こに基	づき	,扶養	親族の	実情を	届け出	ます。	
増・	扶養親族氏名	-	職員と	職員と 同居別 居の別	職業	文は		収入		類	動事由	
減	大食税肤 氏石	土牛月口	の続柄	居の別	勤	務 先	種類	金	額	内容	事実発	生日
	備考											
		任命権	者使用欄				受付	付日		年	月	日
		目 日から 日 日から	_	扶養手当	4月額	Į			円を支	を給する) _o	
				決								
		年	月日	裁								

(記入上の注意)

- 1 初めて扶養手当の支給を受ける場合は,「異動」の文字を抹消するとともに,扶養親族の全員 を記載すること。
- 2 重度心身障害者である扶養親族を記載する場合は,「職員との続柄」欄にその旨を併記すること。
- 3 現在扶養手当の支給を受けている者で,扶養親族に異動のあつた場合は,異動事項を次のとおり記載すること。

親族が増加した場合は,既決の扶養親族と増加親族とを全員記載し,増加親族の「異動事由」欄にその内容(婚姻,離職,出生等)及び事実発生日を記載するとともに,「増・減」欄に「増」と朱書すること。

親族が減少した場合は,既決の扶養親族を全員記載し,減少親族の「異動事由」欄にその内容(離婚,就職,死亡等)及び事実発生日を記載するとともに,「増・減」欄に「減」と朱書すること。

- 4 「収入」欄には,給与収入,事業収入,年金収入等一切の収入について記載するものとし,「種類」欄には「給与」,「年金」等と,「金額」欄には「月10万円」,「年85万円」等と記載すること。
- 5 扶養親族に職員以外の扶養義務者(扶養親族である者を除く。)がある場合(父母が扶養親族 である場合の兄弟姉妹等)は,当該扶養義務者について次に記載すること。

親族氏名	生年月日	職員と	扶養親 族との	扶養親族 と同居別 居 の 別	職 業 又 は		収入	扶養義務者 を扶養して いない理由
が加入して口	/,,	の続柄	続の柄	居の別	勤務先	種類	金額	いない理由

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

する。 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 (規則六 二八)の一部を次のように改正

第七条第二項」に改め、「へき地手当に準ずる手当」 の規定による夜間学級業務手当」を加える。 第八条の二中「第三条」 を「第三条第一項及び第二項」 の下に「並びに第十一条の二第一項 に 「及び第七条」 を「並びに

第十条第一項中「へき地手当」の下に「及び夜間学級業務手当」を加える

第十一条の次に次の一条を加える。

(夜間学級業務手当)

第十一条の二 にあつては、 百分の四)を乗じて得た額とする。 夜間学級業務手当の月額は、 給料月額に百分の五(管理職手当を受ける者

- 号のいずれかに該当する場合は支給しない。 夜間学級業務手当は、 月の一日から末日までの間におい て引き続き十六日以上次の各
- 一出張中の場合
- 二 研修中の場合
- 気休暇のうち公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十 疾病による場合を除く。 二年法律第百二十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。 勤務しなかつた場合(徳島県学校職員給与条例第十六条第一項の休職の場合及び病 による負傷若しくは

附則

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

Ш 子

第八条中「規定する」を「規定による」に改める。 警察職員の給料等の支給に関する規則 (規則六 四) の一部を次のように改正する。

第十七条の四第一項中「(別記様式第三号)」を「 (様式第三号)」に改める。

様式第一号を次のように改める。

扶養親族 (異動) 届

年 月 日提出

任	命権者			所属	属コード				所		属		
			殿			 							
	職員:	- -	۴	階約	吸又は職				氏		名		
		! ! ! !											
	住	F	<u> </u>										
	恵島県地方警 出ます。	警察暗	戦員の給与に	関する祭	条例第 1 2	2 条第	1項(の規定	に基づ	き,拐	卡養親 於	東の実情	を届
増・	比	エタ	生年月日	職員と	職員と	職業	€又は		収入		昪	動事由	
減	扶養親族[大石	生午月口 	の続柄	職員と 同居別 居の別	勤	務先	種類	金	額	内容	事実発	生日
	備考	į				•							
			任命権	者使用欄				受	付日		年	月	日
	年 年		目 日から 日 日から	o 扶養親游 ○	扶養手員	4月額	Į			円を支	を給する	.	
					決								
			年	月日	裁機								

(記入上の注意)

- 1 初めて扶養手当の支給を受ける場合は,「異動」の文字を抹消するとともに,扶養親族の全員 を記載すること。
- 2 重度心身障害者である扶養親族を記載する場合は,「職員との続柄」欄にその旨を併記すること。
- 3 現在扶養手当の支給を受けている者で,扶養親族に異動のあつた場合は,異動事項を次のとおり記載すること。

親族が増加した場合は,既決の扶養親族と増加親族とを全員記載し,増加親族の「異動事由」欄にその内容(婚姻,離職,出生等)及び事実発生日を記載するとともに,「増・減」欄に「増」と朱書すること。

親族が減少した場合は,既決の扶養親族を全員記載し,減少親族の「異動事由」欄にその内容(離婚,就職,死亡等)及び事実発生日を記載するとともに,「増・減」欄に「減」と朱書すること。

- 4 「収入」欄には,給与収入,事業収入,年金収入等一切の収入について記載するものとし,「種類」欄には「給与」,「年金」等と,「金額」欄には「月10万円」,「年85万円」等と記載すること。
- 5 扶養親族に職員以外の扶養義務者(扶養親族である者を除く。)がある場合(父母が扶養親族 である場合の兄弟姉妹等)は,当該扶養義務者について次に記載すること。

親族氏名	生年月日	職員と	扶養親 族との	扶養親族 と同居別	職 業 又 は		収入	扶養義務者 を扶養して
がたがたして口	工十万口	の続柄	続の柄	居の別	勤務先	種類	金額	いない理由

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

袓

Ш

康

子

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則に関する規則の場所を改正する規則を開います。

別表第一中「交通機動隊長」を削る。 給料の特別調整額に関する規則(規則六四二)の一部を次のように改正する。

則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

康

子

別記様式を次のように改める。住居手当に関する規則(規則六(八七)の一部を次のように改正する。住居手当に関する規則の一部を改正する規則(祖)(川)の一部を資産の登員長)(祖)(川)の一部を改正する規則)

年 月 日提出

任命	 権者				勤務公署名	 3	Ė	Eなり	国出の理	里由 (該当項	目全てに	レ印を	 付する	こと	:。)
									新規			(者等分)
			殿					[転居(多	受給継	続)	(本人	分	配偶	者等分)
	職	名			氏 台			> (公署を	· 異に	する異	建動 左	記以外	の理由	1)	
								544	家賃額0	D改定	<u>.</u>	(本人	分	配偶	者等分)
								. <u>i</u>	要件喪夠	ŧ		(本人	分	配偶	者等分)
	所属コ	- ド	,	職	員コード			> (自宅~	、転居	1 2	舎へ入居	そ	の他 ())
	I I I I	1 1 1 1 1 1	1	1 1 1	I I I I I I			-	その他(()
			1						上	記事第	実の発	生日		年	J	目 日
住	居手当	こ関する規	則第6	条第	1項の規定	に基	づき ,	, 居1	住の実情	青を届	け出ま	きす。				
	所在地															
	契約日		年	月	日	契約	的期間	3		年	月	日から		年	月	日まで
	入居日		年	月	日	従前	で位	宅の	退去日			年	月	日		
本	種類	借家	借間	賄	い付下宿	契約	的面積	į				m²				
	所有者	氏名			続柄		住	所								
人	貸主	氏名			続柄		住	所								
	名義上	本人	扶養	親族				共	同名義	人が	_	いる (日	名		続	两)
分	の借主		(氏名		続	丙)					いない				
		月額			円	左記家	賃等	には	t,							
	家賃等	(年	E] [日から)	電気	、,ガ	ス又	は水道	の料金	金が含	まれている	۶。()	比熱費	込み (の下宿代)
		(-	,	,		食費	等が	含ま	れてい	る。	(賄い	付下宿代)				
	所在地															
	契約日		年	月	日	契約	的期間]		年	月	日から		年	月	日まで
	入居日		年	月	日											
	種類	借家	借間	賄	い付下宿	契約	的面積	į				m²				
	所有者				続柄		住	• • •								
者	貸主				続柄		住									
等	名義上	本人	扶養					共	同名義	人が	\prec	-	名		続	两)
分	の借主		(氏名		続)					いない				
		月額			円	生記家										
	家賃等	(年	F.] [目から)									比熱費)	込み (の下宿代)
						食費	等が	含ま	れてい	1		付下宿代)				
			1	壬命権	者使用欄					受	付日			年	,	目 日
1	上記の															
		認し,規則										であると算		-		
-		認し,規則	第8条	その家園	責の額に柞	当する	る額は	Į,			円で	であると算	定する	。(如	問者	等分)
	確認	認する。														
		_	_		_											
2	<i>c</i>	年								_						
	<	居手当月額 3.4.3.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4			円と認			_				引から支給	する。			
	住	居手当支給	要件製	要失と	し,	1	軍	月	日だ	いら支	給した	۱۱. ا _ه			1	
							決								_	
							裁									
					_		欄									
			年	F	月	日										

(記入上の注意)

- 1 「本人分」とは,職員が居住する借家・借間をいい(条例第7条の5第1項第1号等),「配偶者等分」とは,単 身赴任手当を受給する職員の配偶者等が居住する借家・借間をいう(条例第7条の5第1項第2号等)。
- 2 「従前の住宅の退去日」欄は,従前の住宅が住居手当の支給対象となつている場合に記入すること。
- 3 「家賃等」欄には,権利金,敷金,食費,電気代,ガス代,水道代,共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他 これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記 入すること。ただし,居住に関する支払額に電気,ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの 下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:賄い付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困 難なときは,光熱費,食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又は賄い付下宿代)を記入して差し支えないこと。な お,この場合には,右欄の該当する項目にレ印を付すること。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

袓 Ш

康

子

リコwetto...て) 単身赴任手当に関する規則(規則六 一二三)の一部を発導身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 徳島県人事委員会委員長 | ||三)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

単身赴任届

年	月	日提出

任命権者		職名	氏名		
勤務公署名		所 在 地			
所属コード		職員コード			
届出の理由	新規 異動 転居 要件喪失(理由	居(本人 配偶者) その他()
		上記事	実の発生日	年	月 日

単身赴任手当に関する規則第7条第1項の規定に基づき,配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

1 異動直前の居住状況等

本人	、の 信	主居					
同	居	者	配偶者	子(生年月日 子(生年月日 子(生年月日 子(生年月日)))	その他(続柄 その他(続柄 その他(続柄 その他(続柄)

2 現在の居住状況等

異動の発令日	年 月 日	配偶者と別居	引した日		年	月	日
配偶者と別居	配偶者の就業 配偶者の 配偶者による同居の子の養育 配偶者による介護(職員又 配偶者による住宅の管理 その他(育(就学	保育所等	通院等		舌の親	族)
本人の住居			入居日		年	月	日
本人の住居における同居者	子(生年月日 子(生年月日 子(生年月日 子(生年月日) その他) その他	也(続柄 也(続柄 也(続柄 也(続柄))		
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と 同じ 異なる(入居日)

	f :	壬命権	者使用	欄			受付日	:	年 月	1	日
5	のとおり 確認し,交通距 確認する。	離		km(加	算額		円)	と算定する	3 .		
	年 月 単身赴任手当月 単身赴任手当支				と認	定し, 年 月		月 月		する。	
					24						
		年	月	日	決裁欄						

(記入上の注意)

- 1 「届出の理由」欄について
 - 「異動」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい,「転居」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に住居を移転した場合の当該転居をいう。これらの場合には,「1異動直前の居住状況等」欄は記入を要しない。
 - 「要件喪失」に該当する場合は、以下の記入は要しない。
- 2 「1異動直前の居住状況等」欄及び「2現在の居住状況等」欄において「異動」とは,別居の直前 の公署を異にする異動をいう。
- 3 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がないものとした場合について記入 すること。
- 4 配偶者のない者にあっては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入すること。
- 5 在勤する公署が移転した者にあっては,「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入すること。
- 6 国家公務員,地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者に あっては,「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入すること。
- 7 異動に伴い配偶者と別居した場合で,配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは,「 配 偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 8 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 9 「通勤方法の別」欄及び「交通方法の別」欄には,通勤等の順路に従い,徒歩, 線等の別を記入すること。

異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法		X	間	距离	ŧ	所要時	間		順路	通勤方法		X	間	距离	ŧ	所要時	澗
1		住	居 から	まで	•	km	畘間	分	红	1		住	居 から	まで		km	畘間	分
2			から	まで	•	km	畘間	分		2			から	まで		km	畘間	分
3			から	まで	•	km	畘間	分	命権者使用欄	3			から	まで		km	畘間	分
4			から	まで	•	km	畘間	分	肾用	4			から	まで		km	畘間	分
5			から	まで	•	km	畘間	分	「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「」」」」	5			から	まで		km	晡	分
			計		•	km	畘間	分					計		•	km	晡	分

経路略図(経路朱線)

配偶者の住居からの勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法	区	間	距離	ŧ	所要時	間		順路	通勤方法		X	間	距	誰	所要時	艒
1		住 居から	まで	•	km	晡	分		1		住	居 から	まて		km	晡	分
2		から	まで		km	畘間	分	饭	2			から	まて		km	晡	分
3		から	まで		km	畘間	分	L 命権者使用欄	3			から	まて		km	晡	分
4		から	まで		km	畘間	分	旧開	4			から	まて		km	晡	分
5		から	まで		km	畘間	分	们刺	5			から	まて		km	晡	分
		計		•	km	瞷	分					計		•	km	晡	分

経路略図(経路朱線)

配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法	[X	間	距离	ŧ	所要時	間		順路	交通方法		X	間	距离	誰	所要時	誷
1		住 居	から	まで	•	km	畘間	分	红	1		住	居から	まで		km	畘間	分
2		7	から	まで	•	km	畘間	分	远	2			から	まで		km	畘間	分
3		7	から	まで	•	km	瞷	分	L 命権者使用欄	3			から	まで	•	km	晡	分
4		7	から	まで	•	km	矒	分	医用脚	4			から	まで	•	km	瞷	分
5		7	から	まで	•	km	瞷	分	1陳	5			から	まで	•	km	晡	分
		計	•		•	km	畘間	分					計			km	畘間	分

経路略図(経路朱線)

(記入上の注意)

- 1 「届出の理由」欄について
 - 「異動」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい,「転居」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に住居を移転した場合の当該転居をいう。これらの場合には,「1異動直前の居住状況等」欄は記入を要しない。
 - 「要件喪失」に該当する場合は、以下の記入は要しない。
- 2 「1異動直前の居住状況等」欄及び「2現在の居住状況等」欄において「異動」とは,別居の直前 の公署を異にする異動をいう。
- 3 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は,異動直前に配偶者がないものとした場合について記入すること。
- 4 配偶者のない者にあっては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入すること。
- 5 在勤する公署が移転した者にあっては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入すること。
- 6 国家公務員,地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者にあっては,「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入すること。

職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 子

職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

ಶ್ಶ 職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則(規則七 一)の一部を次のように改正す

様式第 号中「四」 を削り、 注を次のように改める。

請求に係る子又は要介護者」欄について

係る子が条例第7条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場 合にあつては, 続柄等」欄に その事実)を記入すること。 <u>,</u> 請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に

予定日を記入し, 請求に係る子が請求の際に出生していない場合には,「生年月日」欄に \neg 生年月日」欄は,子を養育するための請求の場合のみ記入す 「出産予定日」の にレ印を記入するこ ŷ () () 出産

入すること。 養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記

- 2 2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄について
- ω この欄は,要介護者を介護するための請求の場合のみ記入するこ 請求に係る期間」欄について

小学校, が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了 以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日として請求するこ して請求するこ 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には, 子を養育するために早出遅出勤務を請求する場合には, 義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した ه 当該請求に係 当該請求に係 る子が 子る **В** Ů

4 由」欄について 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻と બ 型の

この欄は,早出遅出勤務を請求する場合のみ記入することとし,始業及び終の時刻は,あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のう 請求するものを記入する (1 Ů 始業及び終業

様式第二号中「臼」を削る。

- この規則は、 令和三年四月一日から施行する。
- 2 当する改正前の職員の勤務時間、 による用紙は、 改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則様式第一号及び様式第二号に相 当分 の間、 所要の調整をして使用することができるものとする。 休日及び休暇に関する規則様式第一号及び様式第二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

袓

Ш

康

子

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則には、一部を改正する規則を開いる。これのでは、「一部を見会を員長」のでは、「「一部を見るを見している」という。

職員の育児休業等に関する規則 (規則七 四)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「宍」を削り、 裏面を次のように改める。 注

- 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業 の期間の延長に係るものを除く。)には,請求に係る子の氏名,請求者との続 柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明 書,母子健康手帳の出生届出済証明書,官公署が発行する出生届受理証明書又 は養子縁組届受理証明書,事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係 属証明書,児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付 すること(写しでも可)。
- 2 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは,条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい,「2歳までの子の育児休業」とは,条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(5において同じ。)。
- 3 子の出生前に請求する場合は,「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間 とし,「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は,出生後,速やか に行うこと。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「 5 配偶者」欄は,非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。),1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(条例第2条の5に規定する期間に,職員(当該期間内に産後休暇(職員の勤務時間,休日及び休暇に関する規則別表第2の16に規定する特別休暇(分べんの日後の期間に係るものに限る。)をいう。)又は職員の勤務時間,休日及び休暇に関する条例第17条の規定により任命権者が定める分べんのための休暇(分べんの日後の期間に係るものに限る。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては,その氏名,請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては,養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては,その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する には、レ印を記入すること。

様式第二号中「凡仇 印」を「氏化 に改め、 注を次のように改める。

- 時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出する 育児休業等計画書は, 育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること
- 載した請求期間を記入すること。 請求期間」欄には,育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書 $\overline{\Gamma}$
- ω やかに行うこ 子の出生前に提出する場合は, Ů \neg 2 請求に係る子」欄の記入は、 出生後, 崽
- 変更の届出の場合は, 1から ω までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入す
- 5 該当する には、レ印を記入すること。

こくが、主を欠りようこくから、	<u>-</u> - Fツ	オードエードン
- T)	7	
	T - F	が
-	7 - 7	2 2 5 5 5 5 5 5 5 6 7 F 1
		;

技 技

- 所等が発行する事件係属証明書,児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又 する出生届受理証明書又は養子緣組届受理証明書,事件が係属している家庭裁判 が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、 は証明書等) 係る子の氏名, この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。 を添付すること (写しでも可)。 請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師) には, 官公署が発行
- 2 ŗ ָּ ה ה 子の出生前に請求する場合は,「 _ _ 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行 ω 請求期間」欄は出産予定日以後の期間と
- 欄により難い場合には, 「 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望す 6 備考」欄に必要な事項を記入すること。 る場合等 账 灱
- 4 子の場合においては, においては、その氏名, 該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する ついて現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては,その旨並びに当 6 備考」欄には, 養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子に 請求者との続柄等及び生年月日, (イ)請求に係る子が養 (ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育す場 (1
- 5 該当する には、レ印を記入すること。

様式第五号中「 R.如 印」を「氏化 」に改め、 注を次のように改める。

- 件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書,児童相談所長が発行 出済証明書,官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書, る書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書,母子健康手帳の出生届 る委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。 この請求書に は、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明
- 2 部分休業の承認が, 職員からの請求に基づき取り消された場合は その回 俐

様式第五号の裏面を次のように改める。3 熨辿する ごは, フ昭や問入すること。回に問入すること。

(裏面)

_{表面)} 決	裁	欄	D #	休	業	の	承	認	を	n± 88 *b	# *
			日付	取	IJ	消	す	時	間	時間数	備考
					時	分		時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分		
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分		
					時	<u>分</u>	~	時	分	分	
					時	分 分 分 分	~	時	分	時間	
					時	<u>分</u>	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時			時	分	時間	
					時	分·		時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時	分	~	時	分	時間	
					時	分· 分·	~	時	分	分	
					時			時	分	時間	
					時	分·	~	時	分	分	

- 2 1 に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することが、改正後の職員の育児休業等に関する規則の様式に相当する改正前の職員の育児休業等、この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- できるものとする。

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業に関する規則 (規則七 様式第一号中「呂」を削り、 注を次のように改める。 五)の一部を次のように改正する。

H

- 施設が発行する入学証明書等)を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予 定表を提出すること(写しでも可)。 この申請書に 申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知,
- 力の向上を考えているか記入すること。 修学内容等」欄は, 修学内容及び修学によりどのような公務に関する能
- ω 。 よこ る に な 休業時間」欄は,申請期間の全期間又は確定している期間について記入す
- 4 。 ら ら り り 得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「 年間を通じて申請する場合において,夏休み等の休校期間等修学部分休業を取 6 備考」欄に記入す
- 5 取り消す場合においては、 修学部分休業を承認された職員が, 当該部分休業の日及び時間等について裏面に記入する 承認された当該部分休業の全部又は-部を

様式第一号の裏面を次のように改める。

(裏面)

決	裁	欄			休	業	の	承	認	を			
			目	付	取	ij	消	す	時	間	時間数	備 考	
						時		~		分	 時間		
						時時				分	分		
						時	<u>カ</u> 分・	~	- 時	分			
						時	分分	~	時	分	分		
						<u>- </u>	<u>分</u>	~ ~	<u>時</u>	分			
						時	分	~	時	分	分		
						時	分·	~	 時	分	時間		
						時	分	~	時	分			
						時	分	~ ~		分			
						時	分	~	時	分	分		
						時	分	~ ~	時	分	時間		
						時	分·	~ ~	時	分	分		
						時	分	~	時	分	時間		_
						時	分	~ ~	時	分			
						時	分	~		分	時間		
						時	分· 分·	~	時	分	分		
						時	分	~	時	分			
						時	分·	~	時	分			
						時	分	~	時	分	時間		
						時	<u>分</u>	~ ~	時	分			
						時				分			
						時	分· 分·	~	時	分			
						時			時	分			
						時	<u>分</u>		時	分	分		
						時	分		時	分	時間		
						時	分·		時	分	<u>分</u>		
						時 時	刀	_	時 時	分公	時間		
	+		1			<u>时</u> 時	分· 分·		<u>时</u> 時	分 分	分 時間		
						时 時	刀 ′	~	時	分	分		
	+					<u>时</u> 時	分· 分·	~	 時	分			
						時	分分	~			分		
			1			巧 時	分· 分·	~	<u>時</u>	分 分	<u> </u>		
						時	分分	~	時	分	分		
			1			- 17. 時	分分分	~	- 15, 時	分			
						時	分.	~	時	分	分		
			1			時	分·	~	 時	分	時間		
						時	分	~	時	分	分		
						時	分· 分·	~	時	分	時間		
						時	分		時	分	分		

に改める。

則

- この規則は、 令和三年四月一日から施行する。
- 2 1 前の職員の修学部分休業に関する規則様式第一号及び様式第二号による用紙は、 改正後の職員の修学部分休業に関する規則様式第一号及び様式第二号に相当する改正 当分の

所要の調整をして使用することができるものとする。

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 袓 Ш 康 子

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の高齢者部分休業に関する規則 (規則七 六)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「臼」を削る。

様式第二号中「 R.d

田」を「 氏名

に改める。

様式第三号中「臼」を削る。

則

2 部分休業に関する規則に定める様式による用紙は、 ることができるものとする。 改正後の職員の高齢者部分休業に関する規則の様式に相当する改正前の職員の高齢者この規則は、令和三年四月一日から施行する。 当分の間、 所要の調整をして使用す

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 袓 Ш 康 子

る 別記様式中「圧化 職員の自己啓発等休業に関する規則(規則七 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 印」を「氏名 七)の一部を次のように改正する。 に改め、 (注)を次のように改め

Ή́

- 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
- ィ 証する書類 入学証明書等)又は国際貢献活動と 申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、 しての奉仕活動への参加が決定した 教育施設が発行する 11 \wedge 例
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間が確認 **では** Ø
- 2 ॳ 。 いい。 らい。 履修の期間」 欄には, 大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入
- ω 国連ボランティア」等を記入すること。 「活動組織」欄には, 「青年海外協力隊」, \neg シニア海外ボランテ ・イブ」
- 4 の準備行為に参加する期間を記入すること。 国内訓練」欄には, 例えば,独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等
- 5 申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる 啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業期間) 事項を記入すること。 己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を _ 備考」欄には,以前に自己啓発等休業をしている場合における当該
- 5 該当する には、レ印を記入すること。

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 啓発等休業に関する規則別記様式による用紙は、 ことができるものとする。 改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則別記様式に相当する改正前の職員の自己 当分の間、 所要の調整をして使用する

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

別記様式中「乐的 職員の配偶者同行休業に関する規則(規則七(九)の一部を次のように改正する。 (注)を次のように改める。 職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則 四」を「円化 _ ĺĆ 「氏名____」を「氏名____」 に改

Ή́

- この申請書には,配偶者の滞在事由及び期間が確認でき る書類を添付すること
- 2 滞在事由」欄の最上欄の括弧内に,当該延長が必要な事情を記入すること。 期間の再度の延長を申請する場合には,「 2 申請に係る配偶者」欄の「外国
- ω 所)を定め、届け出ること。 場合には「未定」と記入し,申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居 ω 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、 申請時点で未定の
- すること。 由そ $_{O}$ 他任命権者が承認 $_{O}$ 可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入 間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理 者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間),配偶者同行休業の期 備考」欄には, 以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶
- 5 該当する には,し印を記入すること。

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 者同行休業に関する規則別記様式による用紙は、 ことができるものとする。 改正後の職員の配偶者同行休業に関する規則別記様式に相当する改正前の職員の配偶 当分の間、 所要の調整をして使用する

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

営利企業等の従事制限に関する規則 (規則八 三)の一部を次のように改正する。 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

別紙樣式中「別紙藻式」 第四条中「 (別紙様式)」を「(別記様式)」に改める。 「のべ」を「沿べ」に改め、(注)を次を「別記禁以(第4%関係)」に改め、 「印」を削り、 基づ

」を「脚づみ, د را 記入欄記載の字句については、該当のものに اڭ 印を付し,必要な事項を記入する (注)を次のように改める。

別紙様式を別記様式とする。

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 ことができるものとする。 の従事制限に関する規則別紙様式による用紙は、 改正後の営利企業等の従事制限に関する規則別記様式に相当する改正前の営利企業等 当分の間、 所要の調整をして使用する

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

子

様式第一号から様式第三号までの規定中「 」を削る。職員の退職管理に関する規則(規則八 一〇)の一部を次のように改正する。職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を報告。祖 川 康徳島県人事委員会委員長 祖 川 康

勤務条件の措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

ければ」に改め、 第五条第二項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印しなければ」を「記名しな記名押印に」を「記名に」に、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。 に改める。 勤務条件の措置の要求に関する規則(規則九゜一)の一部を次のように改正する。勤務条件の措置の要求に関する規則の一部を改正する規則 第四条第一項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第二項中「 同条第三項中「記載し、当該共同要求者全員が押印した」を「記載した 「記名押印しなければ」を「記名しな

附則

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

ಶ್ಠ 不利益処分についての審査請求に関する規則 (規則九 二)の一部を次のように改正す 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

記名押印に」を「記名に」に、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。(第四条第一項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第二項中 に」を「記名に」に、 第四十三条第二項中「署名押印して」を「署名して」に改める。 第三十五条第二項第一号中「提出されなかつた」を「提出されなかった」に改める。 第六十二条第三項中「記名押印した」を「記名した」に改め、 第四十六条第三項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。 「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。 同条第四項中「 同条第二項中「

則の一部を改正する規則を次のように定める。 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 Ш

子

る規則の一部を改正する規則 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関す

則 (規則九 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規 四)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 袓 Ш 康 子

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

様式第一号中「蒸式紙1m」 職員団体の登録に関する規則(規則一一 こ ベ ブ を「卧て」に改め、 備考を次のように改める。 や「樣式第1号(第2条関係)」 四)の一部を次のように改正する。 に改め、 _ 믑 を削 ij

る書類を添付する この申請書に 귥 (1 職員団体の登録に関する規則第2条第 ŷ 2項及び第3項に定め

サベイ」を「 様式第二号中「燕式第2号」を「蕪式第 全て」 に改める。 2 巾 徭 2 条関係) _ に改め、 を削 ij

様式第三号中「榛式第3号」を「榛式第 ω 巾 無無 2 条関係) _ に改め、 を削り、

サンハ」を「形八」に改める。 様式第四号中「榛式第4号」を「榛式第4号 (第2条関係)」 に改め、 当」を削 ij

したがつて盜巓みれた」を「幈び呼盜鎭みさた」に改め、備考を次のように改める。 のように改めるものとする。 体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。)にあつては, 徳島県内の公立学校の職員をも つて組織する職員団体(県内の一の地方公共団 本文を次

れていることを証明します。 本団体は, 教育公務員特例法第2 9 条第1項及び第2項の規定に基づ お組織さ

お届けします」を「届け出ます」に、「 様恜第五号中「様式第5号」や「様式第5号(第3条関係)」 (備考)」や「備考」 に改め、 に改める。 日 を削 ij

お届けします」 を「届け出ます」 に改め、 備考を次のように改める。 に改め、 믑 を削り、

を添付す この届書には、職員団体の登録に関する規則第2条第2項第3号に定める書類 Ø 11 ĥ

i ii

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- する規則に定める様式による用紙は、 るものとする。 改正後の職員団体の登録に関する規則の様式に相当する改正前の職員団体の登録に 当分の間、 所要の調整をして使用することができ

の届出に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依頼等

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康

子

頼等の届出に関する規則の一部を改正する規則 徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依頼等

の届出に関する規則(規則一一 別記様式中「 」を削る。 七)の一部を次のように改正する。

附則

徳島県人事委員会告示第一号

勤務条件の措置の要求に関する手続規程の一部を改正する告示を次のように定める。 令和三年三月二十三日

Ш 康 子

勤務条件の措置の要求に関する手続規程の一部を改正する告示徳島県人事委員会委員長 祖

部を次のように改正する。 勤務条件の措置の要求に関する手続規程 (平成十六年徳島県人事委員会告示第三号) の

様式第一号中「臼」を削り、 (注1)及び(注2)を次のように改める。

- 資料を添付する場合には, この措置要求書正副ともに各 망예 ひ添付す В ر را
- 2 付すること。 代理人によ つて措置要求をする場合は, 代理人資格証明書 (様式第2 巾 を終め

様式第二号中「臼」を削り、 (注1)及び(注2)を次のように改める。

 \mathbb{H}

- 代理人によ って措置要求をする場合に用いるこ
- 2 措置要求を取り下げる権限又は判定の送達を受ける権限を委任しない場合には
- 文言を抹消すること。)内の「措置要求を取り下げる権限」 又は「判定の送達を受ける権限」

様式第三号中「凸」 を削り、 (注)を次のように改める。

 $\ddot{\mathbb{H}}$ 提出部数は, 正副各1通とするこ

樣式第四号中「鉙」 を削り、 (注1)から(注3)までを次のように改める。

- 資料を添付する場合には, この措置要求書正副と СH רו Īζ 部ずつ添付する (1 \wedge
- 2 \wedge この共同措置要求書正副と . ተ ርገ 共同要求者名簿 (様式第 5 <u>എ</u> を添付す Ø (1
- ω する場合には, 総代選任届(様式第6号)を提出するこ 併せて代理人資格証明書(様式第2 と。なお, 咖 代理人によって措置要求を **も提出する** (1 \wedge

注2)を次のように改める。
「
`
`
(注1)及び
_

H

- 総代を含め共同要求者全員の氏名, 住所, 生年月 <u>.</u> Ш 職名及び所属を記載する
- 2 提出部数は, 正刪各 闽 숙

樣式第六号中 共同要求者 を 开价 共同要求者の に改め、

(注1) 及び(注2)を次のように改める。

- 不要な文言は,抹消するこ
- 2 分欄に 共同要求者全員が記名すること。 \neg ほか何名」と記載し、 他の要求者については別紙に記名するこ 共同要求者が多数の場合は, 共同要求者の氏 $\mathring{\mathbb{U}}$

様式第七号中「四」を削り、 (注)を次のように改める。

- \mathbb{H} 措置要求を取り下げる権限又は判定の送達を受ける権限を委任しない場合には、
- を抹消すること。)内の「措置要求を取り下げる権限」 又は「判定の送達を受ける権限」 の文言

様式第八号中「岊」を削る。

樣式第九号中 「併合に係る要求者の 田名 を 田名 併合に係る要求者の

に

改め、 (注1)及び(注2)を次のように改める。

 \mathbb{H}

- 不要な文言は,抹消するこ ŷ
- 2 紙に記名すること。 合に係る要求者の氏名欄に「 併合に係る要求者全員が記名すること。併合に係る要求者が多数の場合は,併 に係る要求者の氏名欄に「 ほか何名」と記載し,他の要求者については別

様式第十号中「臼」を削る。

(注1)及び(注2)を次のように改める。 様式第十一号中「脚米畑の凩允 印」や「要求者の氏名 」に改め、

- 措置要求の一部を取り下げる場合には, 取り下げる部分を記載するこ
- 2 合には、 措置要求を取り下げる権限の委任を受けている代理人によって取下げをす 要求者の氏名欄に代理人が記名すること。

則

- この告示は、 令和三年四月一日から施行する。
- 2 て使用することができるものとする。 の措置の要求に関する手続規程に定める様式による用紙は、 改正後の勤務条件の措置の要求に関する手続規程の様式に相当する改正前の勤務条件 当分の間、 所要の調整をし

徳島県人事委員会告示第二号

不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部を改正する告示を次のように定

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部を改正する告示

四号)の一部を次のように改正する。 不利益処分についての審査請求に関する手続規程(平成十六年徳島県人事委員会告示第

樣式第一号中 「審査請求人(又は代理人)の 드 を「 田名 審査請求人 (又は代理人) に

改め、(注1)及び(注2)を次のように改める。

Ή̈́

- **闯しを添付するこ** 処分説明書の交付を受けている場合は, ۴ この審査請求書には正副ともに, 9
- 2 付すること。 代理人によって審査請求をす る場合は, 代理人資格証明書 : (様式第 2 を終

様式第二号中「臼」を削り、 (注1)及び(注2)を次のように改める。

Ή̈́

- 1 代理人によって審査請求をする場合に用いること。
- 2 審査請求を取り下げる権限又は裁決の送達を受ける権限を委任しない場合には

文言を抹消すること。)内の「審査請求を取り下げる権限」 又は「裁決の送達を受ける権限」

樣式第三号中「岊」 を削り、 (注)を次のように改める。

注 提出部数は,正副各1通とすること。

改め、 樣式第四号中 (注1)及び(注2)を次のように改める。 「審査請求人(処分者)の 田名 근 を 田名 審査請求人 (処分者)の

に

畄

- 審査請求人の数が多い場合は、 他の審査請求人は別紙に記名すること。 審査請求人の氏名欄は「 ほか何名」 として
- 2 不要な文言は、抹消すること。

樣式第五号中「晉」 を削り、 (注1)から(注3)までを次のように改める。

Ή̈́

- 代理人を選任しない場合には, なお書きを抹消するこ \mathcal{L}
- 2 。 い る に る 代理人を変更する場合には, なお書きを抹消した上で, 代理人選任届を提出す
- この審査請求承継届 را 13 ارا 承継を証明する書面を添付す Ю (1 \mathcal{L}

様式第六号中「臼」を削り、 (注) を次のように改める。

樣式第七号中「 この審査請求不承継届には, 審査請求人の氏名 相続関係を証明する書面を添付すること を「 審査請求人の氏名 に改め、

(注

)及び(注2)を次のように改める。

Ή́

- 審査請求の一部を取り下げる場合には,取り下げる部分を記載するこ
- 2 合には, 審査請求を取り下げる権限の委任を受けている代理人によって取下げをす 審査請求人の氏名欄に代理人が記名すること。

様式第八号中「臼」を削り、 (注1)から(注3)までを次のように改める。

- N -不要な文言は,抹消するこ \wedge
- 修正の内容欄は、処分の修正の場合に限り記載するこ
- 処分を取り消した(修正した)ことを証明する書面を添付す

様式第九号中「宍」を削り、 (注)を次のように改める。

 \mathbb{H} 審査請求を取り下げる場合は、審査請求取下申出書(様式第7 卯 を提出す (1

様式第十号中「岊」を削り、 (注1)及び(注2)を次のように改める。

- 不要な文言は, 抹消するこ ŷ
- 判決書の写しを添付すること。

様式第十一号中「呂」を削り、 (注)を次のように改める。

あれば添付すること。 中断を申し立てる事由は, 具体的かつ詳細に記載し, その事由を証明する資料が

様式第十二号中「町」を削る。

樣式第十三号中 「併合に係る審査請求人の 円 化 급 を 田名 併合に係る審査請求人の に

改め、 (注1)及び(注2)を次のように改める。

- 不要な文言は, 抹消するこ \wedge
- 併合に係る審査請求人全員が記名すること。併合に係る審査請求人の数が多い場合は、併合に係る審査請求人の氏名欄は「 ほか何名」として、他の審査請 求人は別紙に記名すること。

様式第十四号中「臼」を削り、(注)を次のように改める。

- $\widetilde{\mathbb{H}}$ 審査請求を取り下げる権限又は裁決の送達を受ける権限を委任しない場合には、
- を抹消すること。)内の「審査請求を取り下げる権限」 又は「裁決の送達を受ける権限」

樣式第十五号中「舀」 を削る。

樣式第十六号中「巴」 を削り、 (注)を次のように改める。

不要な文言は, 抹消する ر را

樣式第十七号中「岊」 を削り、 (注)を次のように改める。

ば添付すること。 変更申立ての理由は, 具体的かつ詳細に記載し、その理由を 証明する資料があれ

樣式第十八号中「 を削り、 (注1)及び(注2)を次のように改める。

- 不要な文言は,抹消するこ \wedge
- 2 提出部数は、正副各1通とすること

様式第十九号及び様式第二十号中「ဌ」を削り、 (注)を次のように改める。

提出部数は、正副各1通とするこ Ļ

様式第二十一号中「臼」を削る。

様式第二十二号中「臼」を削り、 (注1)から(注3)までを次のように改める。

- 。 よこ ぬ この様式は、審査請求人(処分者)が所持する証拠資料を提出する場合に用い
- 不要な文言は、抹消すること。
- ω Ν 提出部数は、正副各1通とすること。

様式第二十三号中「宍」を削り、 (注)を次のように改める。

Ή̈́ 提出部数は,正副各1通とすること。

様式第二十四号中「台」を削り、 (注1)及び(注2)を次のように改める。

- 不要な文言は,抹消するこ ŷ
- 提出部数は、正副各1通とすること。

様式第二十五号中「臼」を削り、(注1)及び(注2)を次のように改める。

 \mathbb{H}

- 不要な文言は, 抹消するこ
- 2 れば添付すること。 出席できない事由は、具体的かつ詳細に記載し、 その事由を証明する資料があ

様式第二十六号中「臼」を削る。

樣式第二十七号中 .「証人(当事者) **光** 9

を 「証人(当事者) 田名

프

に

までを次のように改める。 あたっては、署名押印した」や「当たっては、署名した」 に改め、 (注1) から (注3

- 不要な文言は,抹消するこ ŷ
- 2 宣誓書については、様式第26号によること。
- ω 当事者が口述書を提出する場合は,宣誓書の提出は不要であ Ø (1 ŷ

様式第二十八号中「臼」を削り、 (注)を次のように改める。

提出部数は、正副各1通とすること。

様式第二十九号中「囧」を削る。

様式第三十号中「呂」を削り、 (注)を次のように改める。

不要な文言は、抹消すること。

様式第三十一号中「ဌ」を削り、 (注1)及び(注2)を次のように改める。

代理人によって再審の請求を行う場合は, 代理人資格証明書を添付するこ

- 附 則 2 湖田部数は、圧割や1通とすること。 注 湖田部数は、圧割や1通とすること。 2 湖田部数は、圧割や1通とすること。
- この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 不利益処分についての審査請求に関する手続規程に定める様式による用紙は、当分の間、改正後の不利益処分についての審査請求に関する手続規程の様式に相当する改正前の 所要の調整をして使用することができるものとする。